

第19号

県住新聞

発行者

県営住宅指定管理者
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
住宅管理課

年末年始休業のお知らせ

管理会社は12月29日～1月3日まで年末年始休業とさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願い致します。



時間外の緊急連絡は 真に緊急の場合のみに!!

「テレビが映らない」「共同灯がつかない」などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

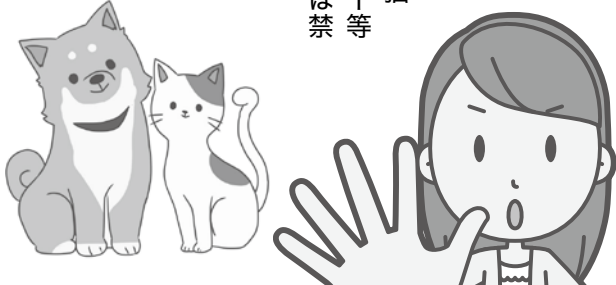
緊急でない場合



翌日8時30分以降に連絡

ペットの飼育禁止

団地内では犬や猫および鳥やハムスター等の小動物を飼うことは禁止されています。鳴き声、におい、ぜんそくアレルギーなどで他の入居者に迷惑をかけるのでペットの飼育は禁止となります。



違法駐車禁止

団地内の道路には絶対に車は止めないで下さい。来客の方へも徹底して下さい。“チョット”くらいが迷惑千万となります。また、角地などの駐車スペース以外も駐車禁止です。他の車の出入りが困難になり事故につながります。更に災害時に救急車や消防車などの緊急車両の通行困難となり被害が拡大したり、子供の飛び出し事故の原因になります。



マナーを守って快適団地生活

自治会への積極加入

(自治会費は共益費を含みます。)

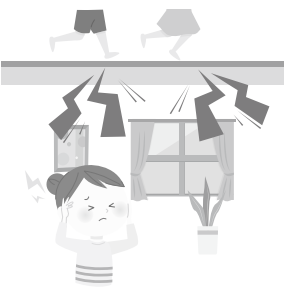
自治会は、入居者相互の親睦や良好な環境づくり、防災、防犯活動などを行う重要な役割を果たしています。

また、自治会費は共用部分(敷地内街灯・通路照明・エレベーター・集会所)の電気代、排水管の清掃などにあてられる共益費としての性質が非常に高くなっています。自治会への加入をお願いします。また、駐車場の管理運営を行っている自治会では、自治会加入が駐車場使用の要件となっています。



騒音禁止

県営住宅は、共同の住戸です。日中は何ともない音も深夜には騒音になります。テレビや洗濯機、掃除機、オーディオ等の機械音やしゃべり声や笑い声、ドアの開け閉め等の音は、自分が思っている以上に騒音になる場合があります。隣近所、お互いの配慮を心がけましょう。



①毎年、流行シーズンの前に、インフルエンザワクチンを接種しておきましょう!



インフルエンザの予防には、インフルエンザワクチンの接種が有効です。ワクチンの接種により、インフルエンザの重症化や死亡を予防し、健康被害を最小限にすることが期待されています。ワクチンは、その年にどのウィルスの型(タイプ)が流行するかを予測して、毎年製造されています。また、ワクチンの効果は個人差はありますが効果が現れるまで通常約2週間程度かかり、約5ヶ月間効果が持続するとされています。毎年、流行シーズンの前に接種することが望ましいと考えられます。 ※60歳以上の65歳未満で身体障害1級の方および65歳以上の方は、補助が受

インフルエンザ対策

②手洗い・うがい、マスクは予防の基本
流行シーズン中は、外出時のマスク着用も忘れずに。手洗いは手や指などに付着したインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、うがいは口の中を洗浄します。外出後の手洗い・うがいは、感染症の予防の基本です。インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を抱えている人、疲労気味、睡眠不足の人は、なるべく人ごみや繁華街への外出を控えましょう。やむを得ず外出するときは、マスクを着用しましょう。



住まいのトラブルを解決しよう!

“入居者のしおり”同様取り出しやすいところに保管して頂き、トラブルが発生したときに活用下さい。水漏れ等が階下まで被害が及んだ場合、賠償責任が発生します。

